



## 狩野城の会 規約

(名 称)

第1条 本会は、狩野城の会と称す。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を本柿木下組振興会館に置く。

(目 的)

第3条 本会は、狩野城跡の整備と活用に関して、会員が持てる能力を提供し、会員相互の融和を重んじつつ、まちづくりに貢献するものとする。

(活 動)

第4条 本会は、次の活動を行う。

- (1) 狩野城跡周辺の整備
- (2) 地権者である伊豆市と連携した、狩野城跡の保存・活用のための活動
- (3) その他役員が協議して決めた事柄

(会 員)

第5条 本会員は、第3条の目的に賛同し、入会を希望した者をもって会員とする。

2 脱会は、役員で協議するものとする。

(役 員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 顧 問 若干名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 会 計 (事務局長兼務)
- (6) 監 事 2名

(役員を選出及び任期)

第7条 本会は、総会において役員を選出を行う。

2 役員任期は3年とし、再選は妨げない。

(会 議)

第8条 本会の会議は、会長が招集する。(通常総会、臨時総会、役員会)

2 総会及び役員会は、過半数の出席で成立し、過半数の賛成により可決する。

(経 費)

第9条 本会の経費は、年会費及び寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 年会費は、個人、法人共に2,000円とする。

(会計年度及び会計監査)

第10条 本会の会計は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本会の会計は、会計監査を受けて、通常総会において承認を受ける。

附 則

本規約は、平成20年11月1日から施行する。

附 則 (第7条任期改正)

この改正は、平成26年5月25日から施行する。